

裁 決 書

審査請求人 [REDACTED]
[REDACTED]

処 分 庁 福山市福祉事務所長

上記審査請求人（以下「審査請求人」という。）から、平成23年4月11日付けで提起のあった上記処分庁（以下「処分庁」という。）の生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第25条第2項の規定による保護変更決定処分についての審査請求に対して、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁の審査請求人に対する保護変更決定処分のうち、[REDACTED]円を差し引いて保護費を支給する部分についてはこれを取り消し、その余については、これを棄却する。

審 査 請 求 の 要 旨

1. 審査請求人の請求の趣旨は、処分庁が審査請求人に対して行った平成23年3月22日付けの保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというのであって、その理由とするところは、次のとおりである。

- (1) 生活保護費が少ないので生活できない。
- (2) 生活費は[REDACTED]円かかるところ、生活保護費は[REDACTED]円で、[REDACTED]円少ない。
- (3) 生活が苦しく[REDACTED]を強いられている。
- (4) 栄養失調になっている。
- (5) 苦しく逃れるために自殺しかないのか。
- (6) 楽な生活ができるようお願いしたい。
- (7) [REDACTED]と医者から言われ、何か楽な方法をお願いします。

2. 処分庁の弁明の趣旨は、本件審査請求を棄却するよう求めるというのであって、その理由とするところは、次のとおりである。

- (1) 審査請求人の平成23年4月分の最低生活費を[REDACTED]円、扶助費を[REDACTED]円としている。
- (2) すべての生活保護の基準は厚生労働大臣が定めるもので、処分庁の職務権限の及ばないものである。

なお、処分庁は、証拠として、次の書類を提出した。

審査請求人に係るケース記録票の写し 一式

審査請求人に係るケース記録票に附属する関係書類の写し 一式

本件処分に係る保護決定調書の写し 一部



裁 決 の 理 由

1 当庁が認定した事実、次のとおりである。

- (1) 処分庁は、平成20年11月12日付けで、審査請求人の交通事故賠償金の未申告を理由として、法第78条に基づく費用徴収（徴収額 [] 円）の決定処分を行った。
- (2) 審査請求人は、平成20年11月21日付けで、処分庁に対し、上記（1）に係る徴収金について、平成20年12月から平成29年3月まで毎月 [] 円ずつ、また、平成29年4月に [] 円を分割納入する旨の履行延期申請書を提出した。
- (3) 処分庁は、平成20年11月21日付けで、上記（1）に係る徴収金について、平成20年11月から平成29年4月までの102回の分割納付（初回を [] 円、2回目及び最終回を各 [] 円、それら以外を各 [] 円とする内容）とする決定を行った。
- (4) 処分庁は、平成20年11月12日付けで、審査請求人の就労収入の未申告を理由として、法第78条に基づく費用徴収（徴収額 [] 円）の決定処分を行った。
- (5) 審査請求人は、平成20年11月21日付けで、処分庁に対し、上記（4）に係る徴収金について、平成20年12月から平成29年3月まで毎月 [] 円ずつ、平成29年4月に [] 円、平成29年5月から平成34年5月まで毎月 [] 円ずつ、平成34年6月に [] 円を分割納入する旨の履行延期申請書を提出した。
- (6) 処分庁は、平成20年11月21日付けで、上記（4）に係る徴収金について、平成20年11月から平成34年6月までの164回の分割納付（初回を [] 円、2回目を [] 円、3回目から101回目まで毎月 [] 円、102回目を [] 円、103回目から163回目まで毎月 [] 円、最終回を [] 円とする内容）とする決定を行った。
- (7) 審査請求人は、平成20年11月21日付けで、処分庁に対し、上記（1）及び（4）に係る徴収金について、平成20年12月から、審査請求人に支給される法に基づく保護金品から毎月それぞれ [] 円ずつ処分庁に代理受領させ、法第78条の徴収金として納入することを委任する旨の委任状を提出した。
- (8) 処分庁は、審査請求人から提出された「 [] 保険初回支払額のお知らせ」（以下「お知らせ」という。）を平成22年12月16日付けで受け付けた。お知らせには、支払年金額を [] 円とする旨の記載があった。
- (9) 処分庁は、平成23年3月22日付けで、審査請求人の世帯の平成23年4月分の保護費を次のとおりとする本件処分を決定した。

ア 最低生活費 [] 円

（内訳）生活扶助 [] 円

第1類	円
障害者加算	円
第2類	円
住宅扶助	円
イ 収入充当額（支払年金額の月額）	円
ウ 支給額	円
エ 返還徴収額	円
オ 口座振込額	円

2 本件審査請求に対する当庁の判断は、次のとおりである。

- (1) 法は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と規定し（法第1条）、その保護は、「厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定している（法第8条第1項）。

この規定を受けて、厚生労働大臣は「生活保護法による保護の基準」（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。）を定めている。

- (2) 保護の基準について、法第8条第2項は、「要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。
- (3) 法第31条は生活扶助の方法について定め、同条第3項は、「居宅において生活扶助を行う場合の保護金品は、世帯単位に計算し、世帯主又はこれに準ずる者に対して交付するものとする。但し、これによりがたいときは、被保護者に対して個々に交付することができる。」としている。
- (4) 法第37条の2は保護の方法の特例について定め、「保護の実施機関は、保護の目的を達するために必要があるときは、第31条第3項本文若しくは第33条第4項の規定により世帯主若しくはこれに準ずる者に対して交付する保護金品、第31条第3項ただし書若しくは第5項、第32条第2項、第34条第5項（第34条の2第3項及び第35条第3項において準用する場合を含む。）若しくは第36条第3項の規定により被保護者に対して交付する保護金品のうち、介護保険料（介護保険法第129条第1項に規定する保険料をいう。）その他の被保護者が支払うべき費用であつて政令で定めるものの額に相当する金銭について、被保護者に代わり、政令で定める者に支払うことができる。この場合において、当該支払があつたときは、これらの規定により交付すべき者に対し当該保護金品の交付があつたものとみなす。」としている。
- (5) 法第58条は差押禁止について、「被保護者は、既に給付を受けた保護金品又はこれ

を受ける権利を差し押えられることがない。」とし、法第59条は、「被保護者は、保護を受ける権利を譲り渡すことができない。」と規定している。これらの趣旨は、法による保護金品は、法第8条第2項に規定するように「最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないもの」であり、差押えや譲渡の対象となるべき余地が全くないものであるから、これを譲渡し、又は差し押えることが法律上不可能であることを明らかにしたものであり、また、これが譲渡され、又は差し押えられることがないことを明確に規定したものである。

(6) 法第78条は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。」と規定している。

(7) 生活保護法施行令(昭和25年政令第148号。以下「政令」という。)第3条は、保護の方法の特例について次のとおり定めている。

法第37条の2に規定する被保護者が支払うべき費用であつて政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる費用とし、同条に規定する政令で定める者は、同表の上欄に掲げる費用の額に相当する金銭について、それぞれ同表の下欄に掲げる者とする。

支払うべき費用であつて政令で定めるもの	政令で定める者
法第33条第4項の規定により交付する保護金品	当該被保護者に対し法第14条各号に掲げる事項の提供に係る債権を有する者
法第37条の2に規定する介護保険料	当該被保護者を被保険者とする市町村及び特別区

(8) 生活保護法による保護の実施要領について(昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第10は保護の決定について定め、「保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第8によって認定した収入(以下「収入充当額」という。)との対比によって決定すること。また、保護の種類は、その収入充当額を、原則として、第1に衣食等の生活費に、第2に住宅費に、第3に教育費及び高等学校等への就学に必要な経費に、以下介護、医療、出産、生業(高等学校等への就学に必要な経費を除く。)、葬祭に必要な経費の順に充当させ、その不足する費用に対応してこれを定めること。」としている。

(9) これを本件処分についてみると、

ア 上記認定事実(9)のとおり、審査請求人世帯の平成23年4月分の最低生活費 円は、保護の基準に基づき適正に算定されており、また、同月分の収入充当額60,775円についても、上記認定事実(8)及び(9)のとおり、根拠資料に基づき適正に算定されていることから、その差額である保護費の支給額 円(扶助別内訳:生活扶助 円、住宅扶助 円)は適正なものであり、この点に関して、違法又は不当な点は認められない。

イ 処分庁は、上記認定事実(7)及び(9)のとおり、審査請求人から委任状を徴取し、保護費の支給額 円のうち、 円を法第78条の徴収金と

して代理受領している。住宅扶助は使途が特定されているため、この[]円は生活扶助の一部であると考えられるが、生活扶助の方法は、原則として「世帯主又はこれに準ずる者に対して交付する(法第31条第3項)」こととなっていることから、処分庁が法第78条の徴収金として審査請求人の保護費の支給額のうち、生活扶助からその一部を直接天引きし、代理受領した行為(以下、「処分庁による代理受領」という。)が適正なものであったのかどうかについて、以下検討する。

ウ 法第37条の2及び政令第3条は、保護の方法の特例として、被保護者以外の者に対して保護費を支払うことができる場合について定めているが、法第78条の徴収金は、法第37条の2の「被保護者が支払うべき費用であつて政令で定めるもの」に該当しないことから、処分庁による代理受領は、法及び政令に基づく行為ではないものと認められる。

エ そうすると、処分庁による代理受領は、上記認定事実(7)のとおり、審査請求人が提出した委任状に基づき行われたものと考えられるが、被保護者と被保護者以外の者との合意に基づいて、当該被保護者以外の者に対して保護費を支払うことが、適正かどうか問題となる。

オ 保護費は、「最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないもの」(法第8条第2項)として保護の実施機関により算定されているものであるところ、仮に保護の実施機関から、被保護者以外の者に対して、被保護者の保護費の一部が支払われるとすると、法及び政令により住宅扶助が家主等に直接支払われる場合等使途が特定されている保護費の一部がその使途へ直接充てられる場合を除き、当該被保護者は最低限度の生活水準を下回る生活を送らざるを得ないこととなるのであるから、たとえ、当該被保護者と当該被保護者以外の者との間にその旨の合意があつたとしても、保護の実施機関がこのようなことを行うことは、「必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障する」とする法第1条の規定に反することは明らかであり、また、法第58条及び第59条の趣旨からも、法律に反するものであるといわざるを得ない。

カ そうすると、上記認定事実(9)のとおり、本件処分において、自らが「最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないもの(法第8条第2項)」として処分庁が算定したところの審査請求人の平成23年4月分の保護費の支給額[]円は適正であるが、違法な代理受領により法第78条の徴収金[]円を天引きした[]円を口座振込額(審査請求人の平成23年4月分の保護費の実支給額)とすることについては、これを認めることはできない。

キ なお、被保護者からの返還金の徴収について、直接保護費から返還金額を天引きする方法は、上記で検討したとおり、法に反する方法なのであるから、処分庁においては、保護費の支払いを処分庁の窓口で行い、生活相談や適切な助言・指導とあ

わせて徴収をする方法等法に反しない方法での実施を検討すべきものとする。

ク 審査請求人は、「生活費は [] 円かかるところ、生活保護費は [] 円で、 [] 円少ない。」と主張する。しかしながら、法による保護は、要保護者の主観的需要に基づき行われるものではなく、「厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし」て、「その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行」われるものであるから、法第78条の徴収金として天引きされた [] 円を除く [] 円の不足については、その主張を認めることはできない。

(10) 上記(9)のアからクまでで検討したとおり、本件処分の一部には、取り消すべき瑕疵があるものと認められる。

3 上記のとおりであるので、審査請求人の本件審査請求の一部には、理由がある。

よって、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

なお、この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。）。

また、この裁決があったことを知った日（厚生労働大臣に再審査請求をした場合は、当該再審査請求に対する厚生労働大臣の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として、広島地方裁判所に、この裁決の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において広島県を代表する者は、広島県知事となります。なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

平成23年10月6日

広島県知事 湯 崎 英 彦

